2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年六月十五日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5085	株式会社清水建材店	愛媛県宇和島市坂下津甲四百七番地二十三	平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日まで
5086	有限会社岡コ県ブロイラー	岡山県苫田郡鏡野町下原千六百四十七―一	平成二十三年五月十三日から平成二十四年五月十二日まで

○資源エネルギー庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

なお、平成十三年資源エネルギー庁告示第三号は廃止する。

平成二十三年六月十五日

資源エネルギー庁長官　細野　哲弘

東京都千代田区霞が関一丁目三番一号　経済産業省別館情報公開推進室内

○国土交通省告示第六百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　鈴鹿都市計画公園事業四・四・三号鈴鹿市防災公園

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県鈴鹿市岸岡町字北新田二〇七〇番一、南玉垣町字東鼻野三五〇〇番五、六、南玉垣町字玉垣六六〇三番六一、六五

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	大竹市南栄二丁目九〇六番一地先官有無番地から山口県玖珂郡和木町和木五丁目六六〇番四地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月十五日

○四国地方整備局告示第五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

第1　起業者の名称　徳島県

第2　事業の種類　一般国道438号改築工事（上八万バイパス・徳島県徳島市上八万町下中筋地内）

第3　起業地

1　収用の部分　徳島県徳島市上八万町下中筋地内

2　使用の部分　徳島県徳島市上八万町下中筋地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市八万町大坪及び新貝地内の園瀬橋北詰交差点から同市上八万町樋口地内の樋口交差点までの延長1,426mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道438号改築工事（上八万バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道438号（以下「本路線」という。）の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築であり、本件区間は、徳島県内に存し、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、道路法第13条第1項の規定により徳島県が道路管理者となることなどから、起業者である徳島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、徳島県徳島市を起点とし、名東郡佐那河内村、名西郡神山町、美馬市、美馬郡つるぎ町、香川県仲多度郡まんのう町及び丸亀市を経由し、坂出市に至る延長173.0kmの路線であり、徳島県内における本路線は、徳島市中心市街地と同市の八万地区及び上八万地区等の住居地域を連絡する都市内道路として地域住民の日常生活を支えるとともに、すだちをはじめとする農産物の輸送路として、地域の産業経済を支える重要な幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、徳島市の中心市街地と大規模な住宅団地等が存する上八万地区を結ぶ唯一の幹線道路であることから、同地区内に存する住宅団地等から流入する自動車及び自転車の交通が集中している。また、同市西部地域から県道一宮下中筋線を経由し中心市街地へ流入する自動車交通も集中するため、自動車交通量の多い道路である。

しかしながら、園瀬橋北詰交差点においては、十分な右折車線長が確保されておらず、右折車両が直進車線に滞留し、直進車両の通行が妨げられており、平成21年7月の起業者が実施した調査において、朝の通勤時間帯には450mに達する渋滞長が確認されるなど交通混雑が著しい状況である。加えて、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員は約7mと狭小で、園瀬橋付近を除いて歩道が設置されていないことから、歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）は車道の通行を余儀なくされており、朝夕の通学時間帯などにおいては交通事故の危険性が高く、安全な通行が確保されていない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、徳島市上八万町大木地内で22,586台／日、混雑度1.77、自転車交通量は328台／日となっている。

また、徳島市上八万町下中筋地内においては、国土交通省起業の一般国道192号改築工事（徳島南環状道路）（以下「徳島南環状道路」という。）が建設中であり、徳島南環状道路と現道が大木インターチェンジ（仮称）で結ばれることから、ランプが現